

2023.07.03

## ESG リスクトピックス <2023 年度第 4 号>

本誌では、E（環境）・S（社会）・G（ガバナンス）に関する国内・海外の最近の重要なトピックスをお届けします。

### 今月のトピックス

#### <サステナビリティ投資>

#### ○金融庁が「インパクト投資」の指針案、ESG 課題解決効果や収益性の明確化など 4 要件示す

（参考情報：2023 年 5 月 29 日付 金融庁 HP：

<https://www.fsa.go.jp/singi/impact/siryoku/20230529/01.pdf>）

金融庁は 5 月 29 日、投資を通じた ESG 課題の解決と収益を両立する「インパクト投資」の指針案を示した。投資による ESG 課題解決の効果・収益性を事前に明確化するなど 4 要件を提示した。インパクト投資に関する初の指針で、年内に策定する予定。

指針案は同日公表した「インパクト投資等に関する検討会報告書—社会・環境課題の解決を通じた成長と持続性向上に向けて（案）—」の中で、基本的意義や投資の要件、関連施策等と併せて記載。国内外のインパクト投資の実績・実務が普及途上にある事情を踏まえ、市場参加者間で広く共通認識を醸成できるよう、投資対象・主体・アセットクラスを限定せずに必要な内容を挙げた。指針案が示す 4 要件は以下の内容。

- 当該投資を通じて実現をめざす効果・収益性が事前に明確であること
- 投資によって具体的な効果・収益性の創出が見込まれること
- 投資を通じて実現された効果の事後の測定と継続的な行動につなげること
- ESG 課題の解決に係るコストを低減し、課題解決への貢献と収益性を両立するイノベーションであること

インパクト投資では、具体的な技術・サービス等を特定した上で、個別の企業・事業への投資を通じて ESG 課題解決にもたらす将来的な効果を評価する。報告書は、従来型の ESG 投資について、現時点の取り組みを総合的に評価する点で、個別の投資が ESG 課題解決に資する技術の実装やビジネスモデルの変革にどの程度貢献できているか評価しづらいと指摘。その点でインパクト投資は、従来の ESG 投資に比べて、スタートアップや創業といった収益化までに時間が掛かる企業や GHG 削減に効果的な技術を所有しながら現時点では GHG 排出量の多い企業などにも資金調達の道を開く側面を強調した。一方で、インパクト投資の適切な実施にむけて、対象の企業・事業が将来にもたらしうる効果の特定・評価に関して、投資家・金融機関と企業双方に説明責任と実効性の高い対話がこれまで以上に求められるとも注意を促した。

同庁は、実践的課題を議論するためのコンソーシアムの設置を予定。特に、インパクト投資の肝となる投資効果の測定・管理については、国際的な原則・データ・指標等との連携や、国際団体や学界などを通じたノウハウ形成・人材育成等により、市場関係者の実務課題の解決を支援する意向だ。

## &lt;ESG&gt;

## ○不平等是正で人権尊重や待遇向上など企業に10の行動求める、WBCSDなどがレポート

(参考情報：2023年5月3日付 WBCSD HP：

<https://www.wbcsd.org/Imperatives/Equity-Action/News/BCTI-Tackling-Inequality-Report>)

社会的・経済的不平等の是正を目的に、持続可能な開発のための世界経済人会議（WBCSD）が主催し、グローバル企業などが参加する「不平等に取り組むビジネス委員会（BCTI）」が5月3日、グローバルな不平等是正のため企業が取べき10項目のアクションを盛り込んだレポートを公表した。人権の尊重や十分な生活水準が可能な待遇の向上などを含む。活動を通じてより公平な価値の創造や分配への貢献を企業に求める。

レポートは「Tackling Inequality : An Agenda for Business Action」。公表元のBCTIはWBCSDが2021年に立ち上げ、ユニリーバ、ソルベイ等のグローバル企業のほか、国際機関、政府、学会などから60名以上が参画する。

レポートでは、所得や富、福祉の不平等とそれらの根底にある機会の不平等\*が人々の不満を増大させ、社会・経済・政治制度への信頼の喪失を引き起こしていると現状を評価。不平等を「システムリスク（特定の市場・金融の問題がシステム全体の崩壊を引き起こすリスク）」として位置付け、喫緊の課題と強調する。

その上で、レポートは、不平等を助長する可能性があるビジネス慣行を例示した。

## 【不平等を助長させると考えられるビジネス慣行】

- ・ まともな生活水準に届かない低賃金
- ・ 労働者が賃金を補完するために必要な福利厚生削減
- ・ 労働組合等の従業員の組織化の阻害
- ・ 性別、人種、性的指向、年齢、障害等による雇用・昇進・報酬等の差別
- ・ 安価で消費者のニーズを満たす革新的な製品・サービスへの投資不足
- ・ サプライヤーの労働条件悪化を引き起こす価格や納期への不当な圧力
- ・ 不当な節税や脱税（セーフティネット整備の政府の資金源を阻害）等

これらを踏まえ、企業がとるべきアクション10項目を、具体的な取り組み事例を交えて示した。所得・富・福祉の多くが、賃金や生活に必要な製品・サービス等として、企業によって人々に供給されていることを踏まえ、不平等の是正において企業が果たす役割を期待する。

## 【不平等是正に関する企業のアクション】

人権の尊重	1. 国連「ビジネスと人権に関する指導原則」を実践する
必要不可欠な製品・サービスの普及	2. 必要不可欠な製品・サービスをより身近で安価なものにする
雇用・経済的機会の創出	3. ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンのある職場とバリューチェーンをつくる 4. リスキリング等により未来の働き方に対応できる人材を育成する

価値とリスクの機会均等	<p>5. 安全・安心で十分な雇用を提供する</p> <p>6. 従業員へ生活賃金を支払うとともに、サプライチェーンにおける生活所得の確保を促進する</p> <p>7. 労働者の代表を支援し尊重することにより、労働条件等への交渉力を持たせる</p>
政策支援	<p>8. 実効性のある公共政策を支持する</p> <p>9. 責任ある税慣行を採用する（最小化すべきコストではなく、社会経済への重要な投資の拠り所であることを認識する）</p>
環境配慮の強化	<p>10. ネットゼロかつネイチャーポジティブへの公正な移行を実現する</p>

本レポートが求めるアクションには、日本企業の対応の遅れが目立つ分野も少なくない。例えば、SDGsの国別の進捗状況を示す「Sustainable Development Report 2022」（持続可能な開発ソリューション・ネットワークなどが発行）によると、日本は「目標5 ジェンダー平等を実現しよう」は進捗の4段階評価のうち最低、「目標10 人や国の不平等をなくそう」は下から2番目の評価となっている。

現在、「不平等」を主題にした非財務情報開示の国際的枠組「TIFD (Task force on Inequality-related Financial Disclosures)」の策定を目指す動きがある（【参照】：ESG リスクトピックス 2023 年度第3号「非財務情報の国際開示基準、「不平等」と「社会」の策定を同一組織に一本化へ」）。そのため、今後、企業の中には不平等是正に関する取り組みをサステナビリティ報告書などに記載するケースが予想されるほか、将来的には気候変動や人的資本と同様に有価証券報告書などでの制度開示のテーマに採用される可能性もある。そうした可能性を見越すと、企業はウィークポイントの克服に向け、本レポートが挙げる取り組みへの資源配分や計画的な対応が期待される。

また、レポートは、自社の状況を踏まえ効果が高いと想定されるアクションを優先した取り組みや、計画・実行・モニタリング・レビューの着実な運用を強調。取り組みの実効性確保に留意するようクギを刺した。

\* 機会の不平等

人種、性別、民族、宗教、障害、性的指向、出身地、社会経済的背景などのほとんどコントロールできない個人の要因によって、教育や医療、仕事などの人の所得・富・福祉を左右する機会へのアクセスにおいて不平等が生じること。

<国際動向>

○185の機関投資家、使い捨てプラ削減を企業に要求する共同声明を発表

（参考情報：2023年5月4日付 オランダの持続可能な開発のための投資家協会（VBDO）

Vereniging van Beleggers voor Duurzame Ontwikkeling）HP：

<https://www.vbdo.nl/en/2023/05/investors-with-us10-trillion-aum-call-on-corporates-to-drastically-ramp-up-action-on-plastics/>

オランダの「持続可能な開発のための投資家協会」（VBDO）は5月4日、プラスチック包装を大量に使用する消費財メーカーや食品小売業者などに対し、取り組みを加速し、パリ協定とグローバル生物多様性枠組み（GBF）\*との整合性を図るよう求める共同声明を公表した。本声明では、

185 の機関投資家（運用資産総額 10 兆米ドル）が署名。

本声明によると、プラスチックがライフサイクル全体を通して、温室効果ガス排出、海洋汚染、回収コストなどの重大な影響を与えており、その外部コストが年間 3,500 億米ドルに及んでいると指摘している。また、企業はそれに起因する規制、評判、訴訟リスクなどを財務リスクとして認識して対応すべきであると主張している。

その上で、本声明は企業に対して、以下の具体的な行動を求めている。

- (1) 野心的なプラスチック汚染削減政策を支持  
検討が進められているプラスチック条約\*\*や EU の包装・包装廃棄物規則（PPWR）改正案を支持し、その野心的な目標や措置を弱めるためのロビーイングをしないこと
- (2) 使い捨てプラスチック包装の絶対的な削減をコミット  
再利用可能な包装システムのアップスケールを含めて、明確な行動計画を確立すること
- (3) バリューチェーンにおけるプラスチックの毒性への対応  
製品や包装における有害物質の使用を特定し、排除することにコミットし、その進捗を公表すること

今年 9 月に公表予定である TNFD（Taskforce on Nature-related Financial Disclosures：自然関連財務情報開示タスクフォース）提言を受けて、企業は自然関連のリスクや機会を把握し、対策を検討することが一層求められるが、業種によってはプラスチック問題が重要なテーマとなる。実際に TNFD の食品・農業向け業種別ガイドライン案では、食品加工、小売、外食産業についてプラスチック問題が取り組むべき優先分野として挙げられている。特にこれらの業種では、本声明で示された具体的な行動も踏まえて、先んじて取り組みを行うことが期待される。

\* グローバル生物多様性枠組み（GBF）

2022 年の生物多様性条約第 15 回締約国会議（CBD-COP15）で合意された国際目標。

\*\* 2022 年春に開催された国連環境総会において、プラスチック汚染対策に関する条約について議論するための政府間交渉委員会を立ち上げる決議が採択され、検討が進められている。

## <気候変動>

### ○気候変動適応法が改正 熱中症対策の強化が焦点

（参考情報：2023 年 5 月 30 日付 環境省 HP [https://www.env.go.jp/press/press\\_01675.html](https://www.env.go.jp/press/press_01675.html)）

気候変動適応の一分野である熱中症対策を強化することを主な目的とした改正気候変動適応法が 4 月 28 日に成立した。気候変動により極端な高温事象の発生リスクが、今後高まると予測され、熱中症被害が拡大することに対する懸念が背景にある。

同法改正のポイントは以下の通りである。

- (1) 熱中症対策実行計画（以下「実行計画」）を法律で定められた閣議決定計画に格上げ
- (2) これまでの熱中症警戒アラートを「熱中症警戒情報」として法的に位置づけ、さらに一段上の「熱中症特別警戒情報」を新設
- (3) 市町村長による指定暑熱避難施設や熱中症対策普及団体の指定を制度化

これを受けて 5 月 30 日に閣議決定された実行計画は、今後 5 年間における熱中症対策の国、自

治体、事業者等の基本的な役割（表 1）及び具体的な施策を示すものであり、中期的な目標（2030年）として、熱中症による死亡者数を現状から半減させることを掲げている。

表 1 各関係者の基本的な役割

関係者	役割概要
国	集中的かつ計画的な熱中症対策の推進、関係府省庁間及び地方公共団体等との連携強化、熱中症と予防行動に関する理解の醸成
地方公共団体	庁内体制を整備しつつ、主体的な熱中症対策を推進
事業者	消費者等の熱中症予防につながる事業活動の実施、労働者の熱中症対策
国民	自発的な熱中症予防行動や、周囲への呼びかけ、相互の助け合いの実施

事業者には、職場の熱中症対策として実行計画に挙げている各種対策（暑さ指数の把握や活用、異常時の措置、熱中症予防に効果のある衣類や機器等の活用等）を積極的に講じていくことが望まれる。

また、実行計画では、建築物の敷地の緑化、ミストの設置、まちづくりにおける「風の道」の確保も対策として挙げられている。このような都市緑化の取り組みは、2022 年末に国際的に合意された「グローバル生物多様性枠組み（GBF）\*」がターゲットの1つとして掲げている「都市部の緑地及び親水空間の面積と質、連結性、アクセス及び恩恵の増大」にも貢献する。企業も気候変動適応と生物多様性保全の両面の観点から、積極的に取り組むことが期待される。

\* グローバル生物多様性枠組み（GBF）

2022 年の生物多様性条約第 15 回締約国会議（CBD-COP15）で合意された国際目標。

## <海外危機管理>

### ○反スパイ法改正を踏まえた企業の対応

（参考情報：2023 年 4 月 26 日付 全国人民代表大会 HP：

<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202304/b964e9c05be34eb3a7090f2456a4e139.shtml>）

中国は 2023 年 4 月 26 日、スパイ行為を摘発する「反スパイ法」を改正した。改正法ではスパイ行為とみなす対象を拡大し、取り締まりを強化する。改正法は 23 年 7 月 1 日に施行される。

報道などによると、2014 年に反スパイ法が施行されて以降、少なくとも 17 人の日本人が中国当局にスパイ容疑で拘束されており、懲役刑を受けるケースも出ている。23 年 3 月には製薬会社の幹部社員がスパイ容疑で拘束されたことが判明するなど、中国に拠点を置く企業にとって無視できないリスクとなっており、関心が高まっている。

## ＜中国国内において注意すべき主な行為と注意点＞

行為の区分	注意点
中国政府の情報等の流出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中国政府の国家秘密・情報を持ち出したり、国外の組織に提供したりするだけでなく、国家秘密・情報に属する文書等を保有するだけでも処罰されるおそれがある。</li> <li>・中国国内では誰でも入手可能な中国政府の情報であっても、国外への持ち出しや国外組織へ提供することが「国家安全危害罪」とされ、処罰されるおそれがある。</li> <li>・また、地図（手書きのものを含む）を所持しているだけでスパイ行為とみなされるおそれもある。</li> </ul>
写真の撮影	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「軍事禁区」や「軍事管理区」と表示された軍事施設は、軍事施設保護法により、無許可の立ち入りや撮影等が禁止されている。 ※撮影だけでなく、録音やスケッチ、記述等も取り締まりの対象</li> <li>・中国における「軍事施設（軍事管理区）」は範囲が広く、ダムや鉄道橋といったインフラや、刑務所等の公安関連施設、人民解放軍が運営する病院や退役軍人のための住宅も含まれるため、特に注意する必要がある。</li> <li>・一般市民や少数民族等による街頭デモなどの政治活動を写真撮影し、警察官からデータ削除を求められたり、記録媒体を取り上げられた例がある。</li> </ul>
中国国内での調査活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「測繪法」により、無許可のまま国土調査等を行うことは違法とされている。GPSを用いた測量、地質調査、生態調査、考古学調査等に従事して地理情報を窃取した場合、「国家安全に危害を与えた」として、拘束されるおそれがある。</li> <li>・「統計法」では外国人による無許可の統計調査を禁止している。学術的なサンプル調査（アンケート用紙配布等）を実施する場合であっても、調査行為が法律に抵触することがあるため、共同調査を実施する中国側機関との十分な打ち合わせが必要である。</li> <li>・活動内容が「調査」や中国人からの「情報収集」に該当する場合は、細心の注意が必要である。</li> </ul>
政治活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政治的とみなされる外国人の集会や行進、示威的な活動等を行うことは厳しく制限されている（集会遊行示威法）。これらの活動に参加し、公安局等主管機関の関係法令等に違反した場合、活動の種類や程度によって処罰される。</li> </ul>
集会等の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中国では集会の開催が厳格に規制されており、特に外国人による集会の開催は強く警戒される。</li> <li>・50人以上の集会の開催は公安局（派出所）への届け出が必要であり、規模によっては公安の上級機関において許可を取得する必要がある。</li> <li>・50人未満であっても、外国人が定期的に集まっているだけで監視対象となり、仮に中国の政府体制や社会秩序に反する活動（反政府集会、非合法宗教集会等）とみなされた場合には、関連法令によって取り締まりの対象となるとされている。</li> </ul>
通信機器の使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・携帯電話やパソコンといった通信機器については、盗聴されている可能性もあることを認識し、WeChat等のSNSの他、電子メールのやり取りについても、同様な状況にあることを意識して利用することが必要である。</li> </ul>

（外務省「中華人民共和国（中国）安全対策基礎データ\*」記載内容を基に弊社にて作成）

現行法ではスパイ行為について「国家秘密」の提供と定めているが、改正法は「国家の安全と利益に関わる文書、データ、資料、物品」の提供や買収に拡大した。「国家の安全と利益」の定義は明示されておらず、運用面についても不明な点が多い。

企業は、どのような行為がスパイ行為とみなされるおそれがあるのか、弁護士や外部機関等から今後の司法解釈や実務動向について継続的に情報を収集することが必要である。そのうえで、自社の事業活動においてスパイ行為とみなされるリスクがないかを適宜確認し、留意事項を従業員に対して周知していくことなどが必要といえる。

- \* 外務省「中華人民共和国（中国） 安全対策基礎データ」  
[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcsafetymeasure\\_009.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcsafetymeasure_009.html)

## <サイバー>

### 〇パスワードのない世界へ加速、Microsoft がパスワードレスの重要性を提言

（参考情報：2023年5月4日）

「How Microsoft can help you go passwordless this World Password Day」

<https://www.microsoft.com/en-us/security/blog/2023/05/04/how-microsoft-can-help-you-go-passwordless-this-world-password-day/>

Microsoft は5月4日、パスワードレス環境の重要性や有益性を紹介する記事を投稿した。この日は、毎年5月第1木曜日に設定される世界パスワードデーであり、多くのセキュリティベンダーが強いパスワードを作る方法やその使い方に関する Tips を発表する中、「世界パスワードの日を記念して」パスワードのない世界の実現に向けた提言をしたことは興味深い。

パスワードと認証アプリ等を利用した多要素認証もアカウントの管理において有効な取り組みである。一方、この場合は、使い回しができてしまう、総当たりで突破可能、フィッシング攻撃を通じて盗取可能、といったパスワード自体の課題が残ったままであり、同社は、構造的な課題が存在するパスワードを利用しない、パスワードレスの重要性を提言した。

#### <認証方法毎の強度比較表>

Bad: Generic Password	Less Bad: Password and...	Better: Password and...	Best: Passwordless
123456 qwerty password iloveyou Password1	 SMS  Voice	 Authenticator app (push notifications)  Software Tokens OTP  Hardware Tokens OTP	 Authenticator app (passwordless)  External security key  Windows Hello  Passkeys

出典：Microsoft 「How Microsoft can help you go passwordless this World Password Day」

昨年度の世界パスワードデーでは、Apple、Google および Microsoft が資格認証情報をクラウド経由で同期することで、異なるプラットフォーム間であってもパスワード不要で認証を行うことができる「パスキー」のサポートを進める計画\*を発表した。「パスキー」とは、Web サービスやアプリケーション毎にパスワードを記憶することなく、デバイスに登録済みの生体情報、セキュリティキーや PIN 等を利用した認証が可能となる仕組みである。この発表の約 1 年後となる 2023 年 5 月に Google は Google アカウント上でパスキーのサポートを発表\*\*し、一般利用が開始された。

サイバー攻撃の高度化・巧妙化が進む今日において、セキュアな環境を維持するためにはパスワードに依存しない認証方式の実装が有効となる。パスワードのない世界の実現に向けて、米国企業だけではなく Yahoo!Japan、NTT ドコモやメルカリ等の国内企業においてもパスキーの実装が進んでいる。プラットフォームや大手 Web サービス事業者によるパスワードレス環境の実装を追い風に、その他 Web サービス事業者や企業の IT 環境等においてもパスワードレス環境の実装に向けた取り組みが加速し、パスワードが存在しない、よりシンプルでセキュアな社会の実現が期待される。

\* 「Apple、Google、Microsoft が FIDO 標準のサポート拡大にコミット、パスワードレス認証の普及を促進」  
<https://fidoalliance.org/apple-google-and-microsoft-commit-to-expanded-support-for-fido-standard-to-accelerate-availability-of-passwordless-sign-ins-jp/?lang=ja>

\*\* 「The beginning of the end of the password」  
<https://blog.google/technology/safety-security/the-beginning-of-the-end-of-the-password/>

## <サイバー>

### ○ランサムウェア攻撃の 93%がバックアップを標的に

(参考情報：2023 年 5 月 26 日「2023 GLOBAL REPORT RANSOMWARE TRENDS」)

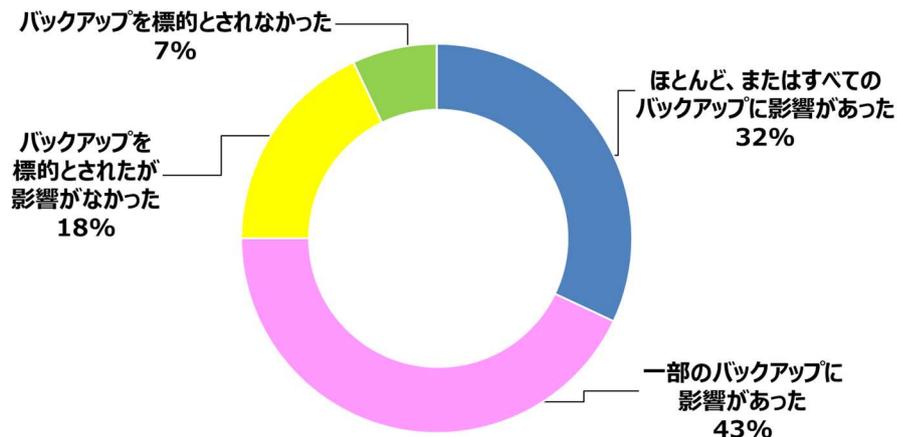
<https://www.veeam.com/ransomware-trends-report-2023>)

米ヴェーム・ソフトウェア (Veeam) は 5 月 26 日に「2023 ランサムウェアトレンドレポート」を公表した。同レポートは、2022 年に少なくとも 1 回はランサムウェア攻撃を受けたことのある 1,200 の組織の IT リーダーに対するアンケート結果と、約 3,000 件のサイバー攻撃についての調査をまとめ、ランサムウェアが企業の ICT 環境に与えた影響および企業の IT 戦略やデータ保護の取り組みの実態について解説している。

アンケート結果によると、82%の組織がイミュータブルクラウドを使用、64%の組織がイミュータブルディスクを使用していた。「イミュータブル」とは「変更不可能」の意味であり、イミュータブルなバックアップソリューションを持つことが、自然災害や人的災害（ランサムウェア攻撃やその他のサイバー攻撃を含む）からバックアップデータを保護する有効な対策となる。

しかし、多くの企業で「変更不可能」であるはずのバックアップソリューションを備えているにも関わらず、企業が受けたランサムウェア攻撃のうち、93%がバックアップサーバーやファイルなどを標的とされており、75%はバックアップに何らかの影響が発生していた。

## ＜ランサムウェア攻撃がバックアップへ与えた影響＞



出典：ヴィーム・ソフトウェア「2023 ランサムウェアトレンドレポート」をもとに弊社にて作成

また、バックアップに何らかの影響が発生しているということは、ランサムウェアに感染しているバックアップをリストアに使用すると、リストア時に本番環境が再感染することになるが、回答者の56%はバックアップを本番環境にリストアする前にバックアップデータまで感染が及んでいないかの確認を実施していなかったことが判明。隔離されたテストエリアやサンドボックスにリストアし、バックアップデータを確認していた組織は44%であった。

データの復旧にはランサムウェア攻撃の影響を受けていないバックアップが必要であり、復旧時にデータが「クリーン」であることが求められる。バックアップへの影響を防ぐにはイミュータビリティを備えたバックアップソリューションがベストプラクティスではあるが、「クリーン」なデータを保証するものではない。イミュータブルバックアップソリューションを過信せず、物理的なエアギャップ（オフライン）バックアップの準備や、リストア時のバックアップデータの再スキャンが重要となる。

同レポートではバックアップからの復旧に要する時間も明らかにされている。アンケート結果によると、ランサムウェア被害を受け、復旧作業を開始してから完了までに最低でも3週間かかっていた。火災等で物理的にサーバーが失われた場合は復旧作業をすぐに開始できるが、ランサムウェア被害の場合は、サーバーやバックアップデータへの感染有無や再感染の可能性を判断する必要があるため、すぐに復旧に着手できない場合があることに注意する必要がある。

そこで、企業においては、早期に復旧に着手するために、ランサムウェア被害発生時において、誰が、何を、どのように確認や実施すべきかといった当該事案を評価するための対応手順書を整備しておき、手順書に基づいた訓練を実施することが有効である。併せて、事業継続の観点から重要業務を洗い出し、重要業務が一定期間停止した場合に備えた代替策を検討しておくことが望ましい。

以上

MS & ADインターリスク総研株式会社は、MS & ADインシュアランスグループのリスク関連サービス事業会社として、リスクマネジメントに関するコンサルティングおよび広範な分野での調査研究を行っています。本誌を編集している以下のグループでは、危機管理、サステナビリティ、ERM（全社リスク管理）、サイバーリスク等に関するコンサルティング・セミナー等のサービスを提供しています。

弊社サービスに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記のお問い合わせ先、または、お近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

#### お問い合わせ先

**MS & ADインターリスク総研（株） リスクコンサルティング本部  
リスクマネジメント第三部**

**interrisk\_csr@ms-ad-hd.com（危機管理・コンプライアンスグループ）**

**interrisk\_erm@ms-ad-hd.com（統合リスクマネジメントグループ）**

**CyberRisk\_irric@ms-ad-hd.com（サイバーリスクグループ）**

**リスクマネジメント第五部**

**kankyo@ms-ad-hd.com（サステナビリティ第一グループ）**

**sustainability2@ms-ad-hd.com（サステナビリティ第二グループ）**

**<https://www.irric.co.jp/>**

主な担当領域は以下のとおりです。

#### <危機管理・コンプライアンスグループ>

- ◆ 危機管理・海外危機管理
- ◆ コンプライアンス（法令遵守）
- ◆ 役員賠償責任（D&O）
- ◆ CS・苦情対応

#### <統合リスクマネジメントグループ>

- ◆ ERM（全社リスク管理）
  - ・リスクマネジメント体制構築
  - ・企業リスク分析・評価（リスクアセスメント）

#### <サイバーリスクグループ>

- ◆ 情報セキュリティ、サイバーリスク

#### <サステナビリティ第一グループ>

- ◆ 気候変動・TCFD支援
- ◆ 自然資本（原材料調達、グリーンレジリエンス、TNFD支援）

#### <サステナビリティ第二グループ>

- ◆ SDGs（持続可能な開発目標）推進支援
- ◆ 生物多様性（企業緑地）取り組み支援
- ◆ 「ビジネスと人権」取り組み支援
- ◆ サステナビリティ経営に関する体制構築・課題対応支援

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。

また、本誌は、読者の方々に対して企業のリスクマネジメント活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & ADインターリスク総研 2023